

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用に係る実施要領」（2022年2月）

1. 一般

本要領は、建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い、処遇改善と、現場の生産性向上ならびに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資するための建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進することを目的に、首都高速道路株式会社が発注する工事において CCUS 活用に取り組む場合の必要事項を定めたものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・平均登録事業者率：計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・平均登録技能者率：計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・平均就業履歴蓄積率：計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率または就業履歴蓄積率を計測する日をいう。
- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、（一財）建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、（一財）建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。

3. 対象工事

本要領は、特記仕様書に CCUS に関する条項があり、受注者の希望により CCUS を活用する工事を対象とする。

4. CCUS 活用に関する手続

受注者は、CCUS 活用を希望する場合は、現場着手日までに CCUS の現場・契約情報の登録の写し等を工事打合せ簿に添えて監督職員に提出する。なお、CCUS の活用に係る費用は受注者が負担するものとする。

5. CCUS 導入達成条件と工事成績評定

対象工事において、下表に掲げる指標（ア）～（ウ）の目標基準のすべてを達成した場合、工事成績評定表 様式 5-1-18（工事成績採点カード（主任監督員））における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1 点加点する。なお、加点となる場合において、指標（イ）について 90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に 1 点加点する。なお、目標基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

指 標		目標基準
（ア）	工事期間中の平均登録事業者率	90%
（イ）	工事期間中の平均登録技能者率	80%
（ウ）	工事期間中の平均就業履歴蓄積率	50%

6. CCUS 達成状況の確認方法

受注者は、計測日における「登録事業者率」「登録技能者率」「就業履歴蓄積率」ならびに「平均登録事業者率」「平均登録技能者率」「平均就業履歴蓄積率」を記載した実施報告書（様式不問）を工事打合せ簿に添えて提出する。実施報告書に記載の各指標は、システムから出力した帳票（就業履歴一覧など）を集計すること等により、算定方法を明らかにしなければならない。監督職員は、受注者から提出された実施報告書により、各指標に係る目標基準の達成状況を確認する。

7. 計測日

計測日は、監督職員との協議の上で決定する。標準として、契約当初工期が 2 年を超える場合は、現場着工月から 6 ヶ月後を初回計測とし、以降 6 ヶ月に 1 回の頻度で設定する。契約当初工期が 2 年以内の場合は、現場着工月から 3 ヶ月後を初回計測とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で設定する。

8. その他

本要領に定めのない事項については、別途、受注者と発注者との協議により定めるものとする。また、本要領は、CCUS の導入状況、CCUS の制度改正があった場合に必要に応じて見直しを行う。